

## 江戸川区販路拡大支援事業 Q & A

### < 申請 >

#### Q 1 何回でも申請できますか。

A 1 本助成事業は、一事業者につき同一年度内での申請を1回までとしています。

(同一年度内で①～③のいずれかを1回となります)

(年度内とは、4月～翌年3月までです)

※従前は「同一年度内での申請は1回・かつ1事業者最大3回(3年度)まで」としておりましたが、令和8年度より「最大3回」の規定は終了となります。よって、過去に本助成金を3回申請された方でも、再度申請することが可能です。

#### Q 2 事業の概要がわかる書類とはどのようなものになりますか。

A 2 ホームページの作成・改修の場合

⇒新しく作成したHP内容を印刷したもの(3～4p程度)

※改修の場合は、改修前のHP内容も添付

企業紹介動画作成の場合

⇒作成した動画を記録した電子媒体(DVD、USB等)

展示会等への出店の場合

⇒展示会等の事業内容のほか、小間料金及びスペースの詳細がわかる資料

#### Q 3 許認可の必要な事業は証明書等の写しの提出は必要でしょうか。

A 3 証明書等の写しの提出は不要ですが、事業内容によっては確認させていただく場合がございます。また、申請要件を満たしている場合でも、許認可のない事業を営んでいる場合は、助成対象とはなりません。

### < 対象事業・経費 >

#### Q 4 自社でホームページや企業紹介動画を作成する場合は、助成対象になりますか。

A 4 本助成事業は、受発注の拡大を目的としており、外注によりホームページや企業紹介動画を作成する場合に限定させていただいております。

#### Q 5 どのような展示会でも助成の対象になりますか。

A 5 過去に本助成金を利用して出展したことのある展示会等への出展は助成対象とならない他、次に掲げる展示会等についても、助成対象外とさせていただきます。

- (1) 産業ときめきフェア in EDOGAWA
- (2) 販売が主目的の展示会等
- (3) 現に開催中の展示会等

**Q 6 展示会について、WEB で出展したことがわかる資料とはどのようなものになりますか。**

A 6 出展証明書または URL・展示会名・出展者一覧・日付・商談機能などが含まれた画面のスクリーンショットを提出してください。

**Q 7 オンライン展示会であればどのような展示会も助成対象になりますか。**

A 7 販路拡大の趣旨に則っていることその他、期間を定めて開催（数日から概ね数週間程度）されていること、出展者と来場者がリアルタイムまたは会期中に商談（チャットなど）ができる仕組みがあることを条件とします。

また、下記のような性質が見受けられる場合等は対象外とします。

- ・会期の定めがなく、出展や閲覧が常時可能なもの。
- ・出展者の製品紹介の掲載のみ、双方向の商談機能を持たないなど、単なるホームページ掲載またはそれに近いと判断されるもの。

**Q 8 消費税は対象になりますか**

A 8 消費税を含む間接経費（振込手数料、通信費、光熱費、サーバーの年間利用料金等）は対象外となります。

**Q 9 仲介事業者を通しての発注、またプラットフォームなどを通しての請負やマッチングをして発注したため、領収書の発行が制作会社と異なりますが助成対象経費になりますか。**

A 9 助成対象となるのは請求書及び領収書が制作会社から発行されているものに限り、そのため、仲介事業者やプラットフォームへの支払いは手数料相当が計算可能かどうかに関わらず助成対象外とさせていただきます。

**Q 10 ホームページの作成又は改修事業における「EC 又は多言語」とはどのような場合において申請が可能になりますか。**

A 10 ホームページの作成又は改修と合わせて、EC 機能（通販サイト・ネットショップなど決済機能のあるもの等）の追加や自社ホームページの多言語化対応を行う場合の申請枠となります。

EC 機能に関して、自社ホームページ以外のネットショップ（楽天・Amazon など所謂 EC モールへの出店に過ぎないと判断できるもの）の構築については対象となりません。

多言語化対応について、ホームページの機能ではなく単なるブラウザの翻訳機能に過ぎない場合は対象となりません。

**< その他 >**

**Q 11 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。**

A 11 本助成事業は、区内の中小企業者が、受発注の拡大を目的とした事業を行うに当たり、必要な経費の一部を江戸川区販路拡大支援事業助成金として

交付することにより、区内産業及びその製品、技術力等の普及促進及び販路拡大を図り、もって地域経済の活性化を推進することを目的としています。

**Q12 ホームページや動画の作成は、どこに依頼すれば良いですか。**

A12 外注先事業者の紹介は行っておりません。外注先事業者の選定は、制作実績などを確認のうえ慎重にお願いいたします。区内の事業者情報については、【江戸川区公式】えどがわ産業ナビ」をご活用ください。

HP⇒<https://edogawanavi.jp>

**Q13 いつまでに助成対象事業を完了し、交付申請をすればいいですか。**

A13 令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に完了した事業を助成対象とします。令和9年3月31日までに区での審査・手続きも終了する必要があることから、チェックシートにて申請書の提出締切を令和9年3月5日（金）としております。締切日を過ぎた場合は、助成金をお支払いできない場合がございます。下記を参考に、締切日までに申請を行うようお願いいたします。

**【申請スケジュール】**

- ・ホームページ作成・改修、企業紹介動画作成

令和8年4月1日（水）以降に着手し、発注～ホームページ完成～費用請求～支払いを令和9年3月5日（金）までに終えて交付申請。

- ・展示会出展

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）に開催される展示会で、参加費用支払い～出展を終えてから交付申請。

（出展申し込みは令和8年4月1日以前でも可）

（開催期間が年度をまたぐ場合は、開催最終日が属する年度にて助成金申請）

**Q14 領収されたことがわかる書類とはどのようなものですか。**

A14 領収書（印紙が必要な場合は貼ってあるもの）、振込による支払いの場合は、振込明細等のお支払い状況のわかる書類を添付してください。

**Q15 月末締め翌月払いの為、支払いが対象期間内に間に合いません。対象経費として計上できませんか。**

A15 領収書等領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。また、クレジットカードの支払いの場合、利用明細の確認が必要となります。（分割払いの場合は交付申請時まで全額支払っていることがわかる利用明細の提出が必要です。）

（令和8年4月1日）